第 37 号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月26日提出

神戸市長 久 元 喜 浩

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(公園施設の設置基準)

- 例で定める割合は、100分の2 (王子 公園にあっては、100分の5)とする。
- 2 令第6条第1項第1号に掲げる場 合に関する法第4条第1項ただし書 の条例で定める範囲は、同号に規定 する建築物に限り、当該公園の敷地 面積の100分の10(王子公園にあって は、100分の14)を限度として前項の 規定により認められる建築面積を超 えることができることとする。
- 令第6条第1項第2号に掲げる場

改正前

(公園施設の設置基準)

- 第3条の3 法第4条第1項本文の条 | 第3条の3 法第4条第1項本文の条 例で定める割合は、100分の2とす る。
 - 2 法第4条第1項ただし書の条例で 定める範囲は、令第6条第2項から 第6項までに定めるところによる。

合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第6項に規定する場合に 関する法第5条の9第1項の規定に より読み替えて適用する法第4条第 1項ただし書に規定する条例で定め る範囲は、令第6条第6項に規定す る建築物に限り、当該公園の敷地面 積の100分の10を限度として第1項 の規定により認められる建築面積を 超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積

を超えることができることとする。

7 令第8条第1項の条例で定める割 合は、100分の50とする。

(利用の許可)

第8条 「略]

2 次の表に掲げる公園施設において 広告の表示をしようとする者は、第 6条の規定にかかわらず、市長の許 可を受けて、広告の表示をすること ができる。

王子公園陸上補助競技場 御崎公園 球技場 御崎公園第2球技場 しあ わせの森陸上競技場 しあわせの森 球技場 しあわせの森テニスコート 北神戸田園スポーツ公園野球場 北神戸田園スポーツ公園体育館 北 神戸田園スポーツ公園球技場神戸 総合運動公園野球場神戸総合運動 公園陸上競技場 神戸総合運動公園 陸上補助競技場 神戸総合運動公園 球技場 神戸総合運動公園第2球技 場 神戸総合運動公園テニスコート 神戸総合運動公園体育館 神戸総 合運動公園補助体育館 神戸総合運 動公園野外ステージ

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

3 今第8条第1項の条例で定める割 合は、100分の50とする。

(利用の許可)

第8条 「略]

2 次の表に掲げる公園施設において 広告の表示をしようとする者は、第 6条の規定にかかわらず、市長の許 可を受けて、広告の表示をすること ができる。

王子公園陸上競技場 王子公園陸上 補助競技場 王子公園プール 御崎 公園球技場 御崎公園第2球技場 しあわせの森陸上競技場 しあわせ の森球技場 しあわせの森テニスコ ート 北神戸田園スポーツ公園野球 場 北神戸田園スポーツ公園体育館 北神戸田園スポーツ公園球技場 神戸総合運動公園野球場 神戸総合 運動公園陸上競技場 神戸総合運動 公園陸上補助競技場 神戸総合運動 公園球技場 神戸総合運動公園第2 球技場神戸総合運動公園テニスコ ート 神戸総合運動公園体育館 神 戸総合運動公園補助体育館 神戸総 合運動公園野外ステージ

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設					
[略]	[略]					
王子公園	陸上補助競技場					
	バレーボール					
	コート 相撲場					
	動物園動物					
	園ホール 駐車					
	場					
[略]	[略]					

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設				
[略]	[略]				
王子公園	場內放送設備				
	テント 電源				
[略]	[略]				

都市公園名	有料公園施設					
[略]	[略]					
王子公園	陸上競技場 陸					
	上補助競技場					
	バレーボールコ					
	ート_プール					
	相撲場動物園					
	動物園ホール					
	駐車場					
[略]	[略]					

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	附属会議室 夜
	間照明設備コ
	<u>インロッカー</u>
	場內放送設備
	テント 競技用
	器具 電源
[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			改正後							改正前		
別表第2	(第14条	⊱関係)				別表	等 2	(第14多	条関係)			
$(1) \sim (1)$	5) [略	[]				((5)) [H	各]			
(6) 有	料公園施	五設 (降	村属設備を除く。)を利用する場合			(6	6) 有制	斗公園加	拖設 (降	付属設備を除く。) を利用する場合		
種類	都市公	区分	独占利用	個人利用	団体利用		種類	都市公	区分	独占利用	個人利用	団体利用
	園 名							園 名				
			午前 午後 夜間 午前・午後・ 終日 時間							午前 午後 夜間 午前・午後・ 終日 時間		
			午後 夜間 利用							午後 夜間 利用		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	-	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
少年野	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		少年野	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
球場							求場					
陸上 競技								王子	土 ·		1人1回	
場							競技 昜	公園	日・祝		350円 回数利用券	
100							芴				四級利用券による場合	
											11回につき	
											一般 3,50	
							•		その他	37,000	0円	
											学生 2,20	
											0円	
	[略]	[略]	[略]					[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
バレー							ベレー	[略]	[略]	[明各]		
ボール						7.	ボール					
コート							コート					
										20, 0 50, 0 67, 000		20人以上50
							ル					人未満の団
1			I						その他	13, 0 33, 0 44, 000	を除く。)	体 個人利

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料				
附属会議室						
	北神戸田園	野球場用				
	スポーツ公	会議室1	1時間につき	き 500円		
	園	会議室2	1時間につき	き 200円		
		体育館用	会議室1	土・日・祝	1時間につ	
					き 800円	
				その他	1時間につ	
					き 650円	
			会議室 2	土・日・祝	1時間につ	

[略]	[略]	[略]			[略]		[略]	[略]
							の有 1,50 0円	
							中子生以下 の者 1,50	
							中学生以下	
							く。)3,50 0円	
							生を除	
							の者(中学	
							15歳以上	
							11回につき	
							による場合	
							回数利用券	
							円数が開業	
							1回 150	引
							の者 1人	
							中学生以下	
								50人以上0
			00円 00F	1	円			用の1割引

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名		使月	月料	
附属会議室	王子公園	会議室 1 門	寺間につき !	500円	
	北神戸田園	野球場用			
	スポーツ公	会議室1	1時間につ	き 500円	
	園	会議室2	1時間につき	き 200円	
		体育館用	会議室1	土・日・祝	1時間につ
					き 800円
				その他	1時間につ
					き 650円
			会議室 2	土・日・祝	1時間につ

	ı	1		I	き 300円		
				その他	1 時間につ		
					き 250円		
			会議室3	土・日・祝	1 時間につ		
			A III. I	<u> </u>	き 300円		
				その他	1 時間につ		
					き 250円		
	[略]		Гш	<u> </u> 各]	C 20011		
[略]	[略]			各]			
夜間照明設備	魚崎浜公園		[]	各]			
	5-4-7						
	[略]			各]			
[略]	[略]		[]	各]			
場內放送設備	王子公園						
		1台1回1日	につき 1,5	500円			
	[略]		[]	各]			
[略]	[略]	[略]					
コインシャワー	[略]	[略]					
競技用器具							
	[略]		[H	各]			
[略]	[略]		[H	各]			

(8) [略]

備考

1~5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額と

					き 300円		
				その他	1時間につ		
					き 250円		
			会議室3	土・日・祝	1時間につ		
					き 300円		
				その他	1時間につ		
					き 250円		
	[略]		[#	各]			
[略]	[略]		[]	各]			
夜間照明設備	魚崎浜公園		[#	各]			
	王子公園	全部を点灯る	よる場合30分に	につき 2,50	0円		
		2分の1を点灯する場合30分につき 1,800円					
	[略]		[]	各]			
[略]	[略]		[#	各]			
場内放送設備	王子公園	陸上競技場戶	1 台1回	1日につき	4,500円		
		陸上競技場以外用 1台1回1日につき 1,500円					
	[略]		[#	各]			
[略]	[略]	[略]					
コインシャワー	[略]	[略]					
競技用器具	王子公園	サッカーゴー	-ル 1回1	日につき 2,	000円		
		その他の器具	1回1日	につき 6,00	0円		
,	[略]		[]	各]			
					1		

(8) [略]

備考

1~5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額と

する。

(1) 営利を目的とする場合

ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。

(ア) 「略]

(イ) 北神戸田園スポーツ公園野球場、北神戸田園スポーツ公園第2野球場、北神戸田園スポーツ公園第3野球場、北神戸田園スポーツ公園球技場、北神戸田園スポーツ公園体育館、神戸総合運動公園陸上競技場、神戸総合運動公園陸上補助競技場、神戸総合運動公園球技場、神戸総合運動公園テニスコート、神戸総合運動公園体育館若しくは神戸総合運動公園補助体育館(以下「大規模運動施設」という。)の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき又は神戸総合運動公園野外ステージを利用するとき。 この表に定める額の3倍に相当する額

(ウ) 「略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

7~14 [略]

する。

(1) 営利を目的とする場合

ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。

(ア) 「略]

(イ) <u>王子公園陸上競技場、</u>北神戸田園スポーツ公園野球場、北神戸田園スポーツ公園第2野球場、北神戸田園スポーツ公園第3野球場、北神戸田園スポーツ公園球技場、北神戸田園スポーツ公園体育館、神戸総合運動公園陸上競技場、神戸総合運動公園陸上補助競技場、神戸総合運動公園球技場、神戸総合運動公園テニスコート、神戸総合運動公園体育館若しくは神戸総合運動公園補助体育館(以下「大規模運動施設」という。)の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき又は神戸総合運動公園野外ステージを利用するとき。 この表に定める額の3倍に相当する額

(ウ) 「略]

イ、ウ 「略〕

(2) [略]

 $7 \sim 14$ [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の表、別表第1第 1号及び別表第2第6号のうち、陸上競技場に係る改正規定並びに別表第1第2 号、別表第2第7号及び別表第2備考の改正規定は、令和7年9月1日から施行 する。

理 由

王子公園の再整備に当たり、条例を改正する必要があるため。